

令和8年(2026年)5月29日	
所 属	ごみ減量政策担当
所属長	鎌田 裕二
電 話	06-6409-1341

尼崎市家庭ごみ指定袋に関する臨時的な措置について

現在、中東情勢の影響等により、家庭ごみ指定袋が一部の市内店舗において一時的に品薄や欠品となっている状況にあります。現時点では、家庭ごみ指定袋の製造は通常どおり行われており、今後も出荷は継続される見込みですが、家庭ごみ指定袋の入手が困難な市民の状況を踏まえ、以下のとおり臨時的な対応を実施します。

1 臨時措置の内容

家庭ごみ指定袋を購入できない場合に限り、本市指定袋以外の袋でのごみ出しを可能とします。

2 実施期間

令和8年6月1日(月)～7月31日(金)まで

※状況により延長する場合があります。その際は、市公式ホームページやSNSでお知らせします。

3 臨時で使用できる袋について

	内容
色	透明または半透明で中身の見える袋
素材	ポリエチレン製の袋(ポリ袋)
サイズ	10リットルから45リットルまで (尼崎市家庭ごみ指定袋と同程度の大きさ)

4 市民の皆様へのお願い

- (1) 分別方法に変更はありません。これまでどおり、通常の分別方法でのごみ出しにご協力をお願いします。
- (2) 本措置は、あくまで家庭ごみ指定袋が購入困難な場合の一時的な対応です。
市民の皆様には、多くの方々に家庭ごみ指定袋が行き渡るよう、必要な量の購入にご協力をお願いします。

以 上